

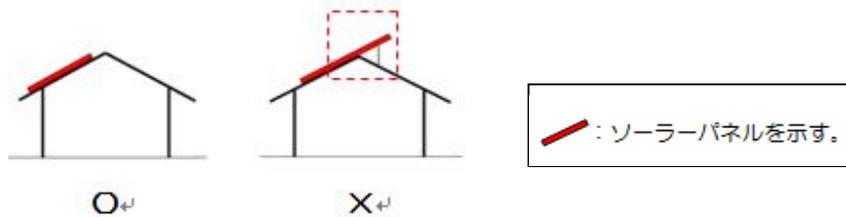
風致地区における太陽光パネルの基準の概要

【勾配屋根に設置する場合】

共通基準（緑、黄、赤のエリアに共通する基準）

○パネルの色（枠も含む）は、黒、濃い灰色又は濃紺色（原則、彩度2を超えない）としてください

○パネルは、建築物の棟を超えず、屋根面に密着させてください。

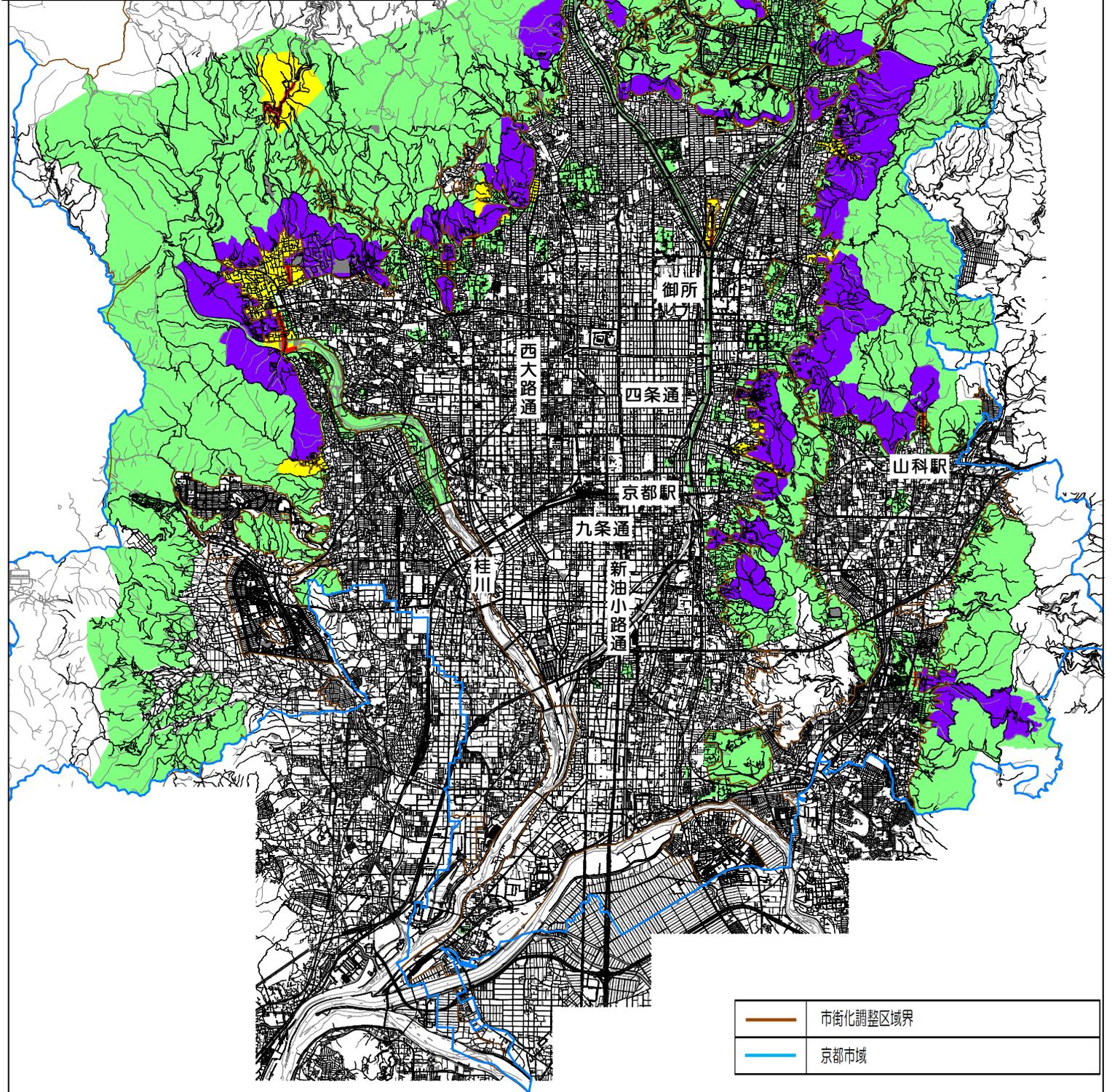


	規制エリア	太陽光パネルの基準の概要
景観的な配慮を求める地域	緑のエリア	<p>○共通基準にくわえて、道路や公園等から見える場合は、パネルを形よくまとめ、<u>屋根の形にあわせて配置</u>してください。</p> 
和風の外観を継承する地域	黄のエリア	<p>○共通基準にくわえて、道路や公園等から見える場合は、瓦に近い幅のパネルを屋根の形にあわせて、<u>段状に設置</u>してください。</p>  <p style="text-align: center;">日本瓦の上に乗せるタイプ</p>
歴史的な景観等を保存する地域	赤のエリア	○設置できません。ただし、道路や公園等から見えない場合は共通基準で設置できます。
	紫のエリア	○設置できません。（伝統的建造物群保存地区及び歴史的風土特別保存地区）

※ 陸屋根に設置する場合、道路や公園等から見えない高さや配置とするなど、建築物から突出しない工夫を行ってください。

風致地区に関する太陽光パネルの規制エリア区分

	○風致地区及び風致地区特別修景地域 (以下の黄・赤・紫を除く)
	○風致地区特別修景地域のうち、 ・下鴨神社周辺 ・松ヶ崎 ・岩倉実相院周辺 ・修学院(西側地区除く) ・毘沙門堂参道 ・清水寺周辺 ・銀閣寺周辺(西側地区除く) ・醍醐寺周辺 ・北嵯峨・嵯峨野 ・大覚寺参道 ・高山寺・高雄 ・渡月橋北西 ・中ノ島 ・西芳寺周辺(東側地区除く) ・天龍寺周辺(東側第1地区及び第2地区除く) ・金閣寺周辺(周辺第2地区及び第3地区除く) ・仁和寺・龍安寺周辺(東側第1地区、第2地区、第3地区及びその他の住宅地除く) ・貴船 のいずれかに指定されている地域は、黄色のエリアに分類されています(以下の赤・紫を除く)。特別修景地域内で地区が分かれている地域の詳細については、風致保全課のウェブページに掲載の地図をご確認ください。
	○風致地区特別修景地域のうち、 ・下鴨神社参道 ・岩倉実相院参道 ・毘沙門堂参道 ・大覚寺参道 ・高山寺門前 ・天龍寺周辺(渡月橋北西及び中ノ島含む) ・醍醐寺門前 ・仁和寺門前 ・龍安寺参道 のいずれかに指定されているところは、赤色のエリアに分類されています。詳細については、風致保全課のウェブページに掲載の地図をご確認ください。
	○伝統的建造物群保全地区 ○歴史的風土特別保存地区



	市街化調整区域界
	京都市域



京都市風致地区条例に関するお問い合わせ先

京都市都市計画局都市景観部風致保全課

電話 075-222-3475